

共同入札の手續

第1 共同入札とは
第2 手続きに入る前に
第3 必要書類の提出
第4 公売保証金の納付
第5 入札の際の注意事項
第6 落札後の注意事項
第7 公売保証金の返還
第8 書類の提出先

第1 共同入札とは

- (1) 共同入札とは、一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産の場合、共同入札することができます。
- (3) 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公売参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公売参加申し込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。

第2 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前にKSIオークションガイドライン、涌谷町インターネット公売ガイドラインを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログインIDの取得などを行い、KSIオークション内の涌谷町インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申込を行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売保証金の金額は公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は、公売物件の売却区分ごとに必要となります。入札しようとしている公売物件詳細画面より公売保証金の納付方法と金額を確認した上で、次の手続きを行ってください。

第3 必要書類の提出

代表者の方は、次の書類を涌谷町あて(「第8 書類の提出先」)に書留郵便(配達記録等)で入札開始日の2開庁日前までに涌谷町が確認できるよう送付してください。

- (1) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」
 - ・「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷(ダウンロード)し、「記載例」にしたがって太枠内を記入し、捺印してください。振込先に記入する金融機関はゆうちょ銀行を除きます。
 - ・「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号、ログインID、メールアドレス、返還請求先の口座情報は、入札終了後の買受代金の納付、または公売保証金の返還手続き完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ・**印鑑を必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。**
- (2) 委任状(代表者以外の方全員から代表者に対する委任状)
 - ・「委任状」を印刷(ダウンロード)し、「記載例」にしたがって委任者・受任者双方の氏名などを記入してください。
 - ・委任者・受任者双方の実印を押してください。
- (3) 共同入札者持分内訳書
 - ・「共同入札者持分内訳書」を印刷(ダウンロード)し、「記載例」共同入札者全員の住所と氏名(名称)及び各共同入札者の持分を記入してください。
 - ・「委任状」及び「共同入札者持分内訳書」に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。
- (4) 印鑑証明書

- ・共同入札者全員分を提出してください
- ・印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

第4 公売保証金の納付

- (1) 涌谷町は「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスに振込先銀行口座など公売保証金の納付方法のご案内を電子メールで送信します。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。(公売物件によっては利用できない方法もありますのでご注意ください。)
なお、公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに涌谷町が確認できるように納付してください。納付を確認できない場合、入札することができません。
 - ア 銀行口座への振込
 - ・銀行口座への振込により公売保証金を納付する場合は、涌谷町が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
 - ・銀行口座への振込により公売保証金を納付する場合は、涌谷町がほかの公金と公売保証金とを迅速に判別するため、必ず振込名義人の前に半角数字で「99」を入力、または記入してください。
 - ・銀行口座への振込にかかる振込手数料は、公売参加者の負担となります。
 - イ 現金書留での送付
 - ・現金書留は、公売保証金額が50万円までの場合のみ利用できます。
 - ・現金書留の郵送料等は、公売参加者の負担となります。
 - ウ 郵便為替による納付
 - ・郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。
 - エ 現金または銀行振出小切手を直接持参して納付
 - ・銀行振出の小切手は、涌谷手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。
 - ・受付時間は、午前9時から午後5時までです。(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- (3) 涌谷町が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了(参加登録)の手続きを行うと、入札することができるようになります。
- (4) 公売参加仮申込を行ったログインIDでログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは入札開始の前日となることがあります。

第5 入札の際の注意事項

- (1) 公売参加申込が完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申込状況、入札した価格などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。
- (2) Yahoo! オークションからの自動送信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに送信されます。

第6 落札後の注意事項

- (1) 開札後、共同入札者が買受人(最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者)となった場合、涌谷町はあらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスにのみ、落札した公売財産の売却区分番号、整理番号、涌谷町連絡先などのご案内を送信します。
- (2) 代表者は電子メールに記載された涌谷町連絡先に電話してください。
涌谷町職員に売却区分番号、整理番号、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを連絡してください。
買受代金の納付方法など今後の手続きについて、涌谷町職員が説明します。
- (3) 買受人となった場合、買受代金納付期限までに涌谷町が納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。
買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることはできなくなり、事前に納付された公売保証金を没収し、返還しません。
- (4) 買受代金の振込手数料、登録免許税相当額、書類の郵送料など財産の買受けのための費用は、全て買受人の負担となります。
登録免許税の金額及び納付方法は、開札後に涌谷町にいただく電話連絡の際にご説明します。
- (5) 買受代金納付期限までに、次の書類などを涌谷町へ提出してください。
必要書類などの提出先は、開札後に涌谷町が送信する電子メールでご確認ください。
 - ア 涌谷町が代表者へ送信した電子メールを印刷したもの

- イ 共同入札者全員の住所証明書
個人の場合は住民票の写し
法人の場合は商業登記簿謄本
 - ウ 所有権移転登記請求書
「所有権移転登記請求書」を印刷(ダウンロード)し、「記載例にしたがって、太枠内に代表者の印を押印してください。
 - エ 共有合意書(共同入札者全員の署名及び印の押印が必要です。持分割合は、前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。
 - オ 郵便切手1,500円分(登記嘱託書の郵送料)
 - カ 権利移転の許可書又は届出受理書(公売財産が農地を含む場合)
- (6) 売却決定通知書は、それぞれの持ち分に応じて共同入札者全員に交付します。
「売却決定通知書」を直接受け取る際には、買受人の本人確認のため、運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されたご本人の写真が添付されている書面、印鑑、涌谷町が買受人に送信した電子メールを印刷したものをお持ちください。買受人が法人の場合は商業登記簿謄本と代表者の方の本人確認の書面が必要です。
免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書をお持ちください。

第7 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者及び次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は、入札期間終了後返還します。
- (2) 次順位買受申込者の納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に返還します。
- (3) 公売参加申込を行ったものの入札を行わない場合、公売保証金の返還は入札終了後となります。
- (4) 上記(1)から(3)の場合、返還まで入札終了後4週間程度要することがあります。
- (5) 公売保証金を納付した公売財産の公売が中止となった場合、またはインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後返還します。この場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。
- (6) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。
- (7) 公売保証金の返還方法は、公売参加者があらかじめ指定した公売参加者(公売保証金返還請求者)名義の預金口座(ゆうちょ銀行を除きます。)へ涌谷町から振り込まれます。

詳しい手続きは、「涌谷町インターネット公売ガイドライン」をご覧ください。

第8 書類の提出先

郵便番号 : 987 - 0192
住 所 : 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153 - 2
宛 先 : 涌谷町 税務課
電話番号 : 0229 - 43 - 2114